

実躬卿記

—嘉元四年五月卷—

一 実躬の家系と官歴

実躬卿記は、鎌倉時代末期の公卿である三条実躬の日記で、「貫弓記」「先人記」等の異名がある。前者は、記主の諱の扁旁をとって命名したものであり、後者は、記主の後裔の称するところが流布したもので、共に後人の命名するところである。また「愚林記」の称のあった事が、諸書に指摘されてゐる。この称は先の二つと異って、実躬が自ら命名したものと考えられるが、後述の尊経閣文庫架蔵の原本による限り、その表紙等にこの名称の記されてゐるのを見ない。しかし実躬の後裔の嵯峨実愛が、自分の日記の一部を「続愚林記」と称してゐるのは、実躬卿記の愚林記の称を享けたものと考へられる。

三条家は、藤原師輔の男公季を祖とする所謂閑院流の中の、三条実房の男公氏を家祖とする。たゞ三条家の本宗を嗣いだ兄公房の系統と区別

するため、世に公房の系統を「転法輪三条」、公氏の系統を「正親町三条」と呼んで区別したが、明治維新の後、正親町三条家は家名を「嵯峨」と称する様になった。

実躬は、公氏の孫である公貫の子で、母は吉田為経の女である。次に公卿補任・諸家伝等により、実躬の主な官歴等を掲げれば、左の通りである。但しその薨年は明かでない。

- 文永二・正・五 叙従五位下
- 同十・閏五・十九 任右兵衛佐
- 建治三・五・十四 任左少将
- 弘安元・四・十一 転右少将
- 同八・六・十三 転右中將
- 永仁三・六・廿三 補藏人頭
- 同五・六・七 止藏人頭
- 同五・閏十・廿三 還補藏人頭

○同六・六・廿三 任参議、中将如故

○同六・七・廿一 叙従三位

○正安元・正・五 叙正三位

○嘉元元・閏四・五 叙従二位

○同元・十・廿九 任權中納言

○同三・三・八 辞權中納言

○同三・五・六 本座

○延慶二・四・十四 叙正二位

○同三・三・九 任按察使

○正和四・十二・廿五 止按察使

○同五・正・十三 任民部卿

○同五・七・二 任權大納言

○同五・九・十二 辞權大納言

○文保元・二・廿四 出家、五十四歳、法名実円、

この経歴は、近衛少・中将より蔵人頭を経て参議に昇進し、權大納言を極官とする所謂「羽林家」のコースで、このコースは家祖公氏以来の伝統であった。なほ、実躬の孫女秀子の所生である興仁・弥仁兩親王が、北朝第三代崇光天皇・第四代後光厳天皇として相継いで即位されたため、秀子の父公秀（実躬の男）が外祖父として内大臣に任ぜられ、これ以後は歴代内大臣を経歴する大臣家となった。

二 既知の原本と写本

岩波書店刊行の『国書総目録』を繙くと、「実躬卿記」の項（第三卷七三八頁）に

尊経（弘安一〇—徳治二、自筆二三軸）

武田長兵衛（自筆五一軸）

と見え、尊経閣文庫に弘安十年より徳治二年に至る自筆原本二十三軸と、年次不明ながら武田長兵衛氏が、その二倍以上の五十一軸の原本を所蔵してをられると云ふ。また同目録により、内閣文庫以下の各所に多数の写本の存する事が知られる。しかし同目録の編集方針により、そこに明かにされてゐるのは年次のみで、その年の何月（の何日から何日まで）の記文が収められてゐるのは、記されてゐない。

そこで取敢ず尊経閣文庫架蔵の自筆原本（当部編修課に於て頒布を受けた写真による）と、当部架蔵の諸写本とによつて、その所収年月日を明かにし、併せて原本の形態の一部を明かにしたい。

先づ尊経閣文庫架蔵の原本に就いて、その巻首に於ける年月日の記し方を見るに（但し前欠のものを除く）、

(イ)「弘安十年二月小」

(ロ)「正応四年卯辛

正月大」

(イ)「徳治二年雜記」

正月小建^壬寅

(ニ)「正応三年二月十三日」

等の区別がある。(イ)は年・月を一行に書き、(ロ)は年・月を各別行に書くこと云ふ相異はあるが、共に日附及び記事は更に行を改めて書かれてゐるのに対し、(ニ)は年・月・日が全て一行に書かれ、本文も引続き書かれてゐる点で、前三者と異なる。

古記録には、記者の自筆であっても、日次記と別記の区別がある事は、周知の事である。この(イ)と(ロ)と(ニ)の相異も、この日次記と別記の区別によるものと思はれる。即ち(イ)と(ロ)が一月乃至数ヶ月の記事を連続して記してゐるのに対し、(ニ)は正応三年二月十三日より龜山殿に於て始行された後深草法皇御出家後の御逆修に関する記文であるが、実躬は、日次記の同月十一日条(尊経閣本第三上)に

上皇今日御出家、即被行三十日御逆修、其間事委注別帝、

とあり、(ニ)がその別記であつた事が判明する。

以上の様に、実躬卿記の正記の調査によつて、現存の正記の中にも、日次記と別記の別のあつた事が知られる。よつて(イ)と(ロ)の形のものを目次記、(ニ)の形ものを別記に分類する事にする。なほ年次の下るに従つて、(ロ)の形が多くなる様である(別表「備考」欄参照)。而して巻首にこの年月のある毎に、正記は巻を異にしてゐたと考へて誤りあるまい。この原則を写本に推し及ぼして行くと、正記の巻の分け方と、正記のどの

巻の写本が現存するかを知る事が出来る。この様な意図から、当部架蔵の主要な写本を調査して作製したのが別表一、二である。

注

(1) 原本の欄の「尊」は、尊経閣にこの巻の原本が存するの意。「一」以下の序次は、尊経閣に於て付された題箋に記されてゐるもの。◎印は、昭和十八年富山房刊行の国史辞典(四)の「実躬卿記」の項で、荻野三七彦氏が、武田長兵衛氏所蔵とされたものとは年月の一致するもの(一部、本表と年月の異なるものを含む)。なほ荻野氏の紹介されたものの中には、上記◎印の外、次の各巻が存する。○弘安十年十二月 ○正応三年四・五月 ○同年九月・十二月 ○同四年九・十月 ○永仁三年九月 ○乾元元年十一・十二月 ○嘉元元年正月 ○同三年九月 ○徳治元年二・三月

(2) 当部所蔵の写本のうち、Aは架番号255/90、二十七冊本。諸写本中、最も所収年時が多い。また年月の考証を行つて順序を入替へてゐる。その考証の誤つた所もあるが、原本にも糊離れによる錯簡を想定しなければならぬ事を教へて呉れる点で、貴重である。Bは架番号B6/389、旧鷹司本。二十四軸。Cは架番号柳/565、旧柳原本。十五冊。Dは架番号353/841、旧橋本本。十四冊。もと十五冊本であつたが、第七冊を佚したらしい。Eは架番号350/231、旧鷹司本。十三冊。Fは架番号259/26、十四冊。史料編纂掛本を、大正十五年に謄写したもの。

なほ各年次の下の○の中の数字は、当該写本の冊次。

(3) 後に紹介する当部架蔵本を、便宜ゴチック体にして加へた。

(4) 別記のうち、単独の写本として存するものや、日次記の逸文は、本表には含まれてゐない。

表一 日 次 記

年	月	日	原本	A	B	C	D	E	F	備	考
弘安六	正・五・七・一六		◎◎					①		日次錯乱の部分あり	
弘安九	八・一・閏十二・一		◎◎								
弘安十	二・一・六・廿二		◎◎	① ①						(後欠)	
弘安十	七・一・十二・五		◎		⑦						
(弘安十)	正・一・二・卅		◎								
正応元	三・一・七・卅		◎			② ②	② ② ①	③ ②	④		
正応二	五・一・八・廿九		◎	②							
正応三	正・一・二・廿九		◎	③							
正応四	正・一・二・廿九		◎	④							
正応四	三・一・五・九		◎					④	⑤	(後欠)	
正応四	五・九・六・廿九		◎	⑤	⑧					(前欠)	
正応四	十一・一・十二・廿九		◎								
正応五	正・一・正・廿四		◎					⑤ ④	⑤		
正応五	二・一・五・廿三		◎	⑥			③				
(正応六)	三・一・四・廿九		◎				④上				
永仁元	八・一・八・廿九		◎	⑦				⑥	⑤		
永仁二	正・一・二・廿九		◎					⑦			
永仁二	三・一・五・廿九		◎	⑧							
永仁三	正・一・二・卅		◎								
永仁三	閏二・一・四・廿九		◎								
永仁三	五・一・五・卅		◎							(後欠)	
永仁三	八・一・八・廿九		◎								
永仁三	十・廿八・廿九		◎				④下			(前欠)	
永仁三	十一・一・十一・廿七		◎								
永仁三	十二・一・十二・廿九		◎								
(正安四)	二・一・二・廿九		◎								
乾元元	三・六・三・卅		◎	⑨	⑩	⑨ ⑨ ⑧ ⑧	⑤ ⑤	⑫ ⑩ ⑩	⑪ ⑨ ⑨	「正安四年雜記」	
乾元元										(前欠)	

年	月	日	原本	A	B	C	D	E	F	備考
乾元元	四・一	四・廿九	◎			◎	◎			「正安四年雜記」 (後欠)。但しAは六・廿九 まであり
乾元元	五・一	六・廿六	◎		11	◎	◎			「正安四年雜記」
乾元元	七・一	八・廿九	◎			◎	◎	12	12	「正安四年雜記」
乾元元	九・一	九・卅	◎			◎	◎	12	12	「正安四年雜記」
乾元元	十・一	十・廿八	◎						12	「正安四年雜記」
乾元元	十二・七	十二・十九	尊八	9						(前後欠)
(乾元二)	六・一	六・十九	尊九	11						「乾元二年雜記」
嘉元元	七・一	七・廿九	尊十	11						
嘉元元	八・一	八・卅	尊十一	11						
嘉元元	十一・一	十一・廿九				10				統群書類從卷二九九「実躬卿 中納言拝賀記」は抄出本
嘉元二	正・四	正・十五	尊十二	12						(後欠)
嘉元二	三・一	三・十七	尊十三上	12						(前欠)
嘉元二	三・十九	四・廿三	尊十三下	12		10				(前後欠)
嘉元二	五・一	六・廿九	◎	13	14					「嘉元二年九月雜記」
嘉元二	九・六	九・廿	◎	15						
嘉元二	九・廿一	九・廿八	尊十四	15						
嘉元二	十・一	十・五	尊十五上	15						
嘉元二	十・六	十・廿九	尊十五下	15						
嘉元二	十一・一	十二・十八	◎	15	16	11				「嘉元二年雜記」
嘉元三	正・三	正・卅					8			「嘉元二年雜記」
嘉元三	二・一	二・廿九	◎	14		11	6			
嘉元三	四・一	六・卅	◎			11	6			
嘉元三	七・一	八・卅	◎			12	6			
嘉元三	十一・一	十六・十一	◎			13				
嘉元三	十二・一	十二・十六	尊十六	17	18	13				
嘉元三	十二・十七	閏十二・廿九	◎	17	19	13	6			
(嘉元四)	三・十二	三・卅	◎	18	20	14	12			
徳治元			◎							

表二 別 記

仮	称	所 收 年 月 日	原 本	A	B	C	D	E	F	備 考
日吉社神輿入洛記 常磐井准后九十賀記 四天王寺・住吉社御幸記 新日吉小五月会競馬奉行記 後深草法皇御逆修記 後伏見天皇御元服後宴記 後二条天皇大嘗会記 後宇多法皇御受戒記		弘安六 正・六〇四・五 弘安八 二・廿八〇三・二 弘安八 十・十四〇廿三 弘安九 四・廿四〇五・九 正応三 二・十三〇十六 正安二 正・五 正安三 十一・五〇十二・一 徳治二 十一・廿〇廿三	尊三下 ◎ ◎ ◎	③ ②⑦ ②⑤ ②④ ②③ ②⑥	③ ④ ② ①	①	①② ①④ ①③ ①③	①①	①⑩ ② ①	A ②⑤ ②⑥は重複 内閣文庫古写本 群書類従巻九四所収

徳治元	五・一〇五・卅	書陵部				「嘉元四年雜記」
徳治元	八・十五〇八・卅	◎	21	24 23	14 14	
徳治元	九・一〇九・五	◎	19			
徳治元	九・廿〇九・廿九	◎	19	14 14	11	
徳治元	九・六〇九・十六	尊十七			10	
徳治元	十・一〇十一・廿九	◎	20		9 12	
徳治元	十二・一〇十二・卅	◎	21			
徳治二	正・一〇正・廿九	尊十八				「嘉元四年雜記」 「嘉元四年雜記」 「徳治二年雜記」 「徳治二年雜記」 「前欠」 「前欠」 「徳治二年記」
徳治二	二・一〇三・卅	◎	21			
徳治二	四・三〇五・卅	◎				
徳治二	七・一〇九・廿九	◎				

を明かにされてゐる。当巻も文書を翻して記されてゐるから、自筆清書本といふ事にならう。

しかし当巻は、荻野氏の紹介された中には含まれてゐない。その理由を解明する鍵は、第十三張（断簡も全て一張と数へる。翻刻も同じ）の紙背文書の余白に存する「三条家／45函／23」（現物は各段横書き）といふ図書ラベルと、「宝玲文庫」といふ単郭朱印が押捺されてゐる事である。これ等によつて、この一巻は少くとも

三条家↓ フランク・ホーレー↓ 書肆↓ 書陵部

と伝来した事が判る。これに対し、荻野氏の紹介された七十四巻の原本は「もと三条西家に伝来してゐた」ものであるといふ（同氏前掲解題）。荻野氏は三条西家伝来の分を調査されたのであるから、三条家にあったこの一巻が含まれてゐないのは、当然であつたのである。たゞ何故この巻が三条家に存したかは、不明である。

内容は、別表一でわかる通り、当巻の写本が作られてゐないため、從來全く知られてゐなかつた事柄が多く、また息男公秀が蔵人頭であり、実躬も嘗て蔵人頭であつた関係で、蔵人に関する注目すべき記述が見られる。

（補注）

なほ、紙背文書は紙数の都合で「古文書学研究」第十二号に掲載予定であるが、第一・二・三張、第四・五・六張、第八・九張、第十・十一

張は、それ／＼もとは一紙であつたと思はれる。参照していただければ幸である。（昭53・1・9）

凡 例

翻刻は、次の諸点の外は、ほど一般に行はれてゐる体裁に従つた。

1 各張の初行上部に張数を注し、断爛の部分には各張の間に縦野を入れ、それ以外の部分は、張末に」を加へた。

2 一行の字詰めは、原則として原本通りとしたが、組版の都合で変更した所がある。

3 抹消文字は省略し、重ね書きの部分は、後に書かれた文字を採つた。

4 原本にない字は全て（ ）で括つた。

（今江広道）

嘉元四年雜記

(第1張)

五月、大建、午、甲

一日、庚、霧、參富少路殿、御身固已了云々、仍暫

祇候之處、上皇自(新)院御方還御之間、取見參退

(第2張)

二日、辛、未、晴、自去夜持病之氣相候之間、平臥、招

請英成、問答子細、乞請良藥服之、

五日、甲、戊、晴、傳聞、今日左近騎射、左少將光忠朝臣

着行云々、左大將者、舊冬內府任槐之時、辭兩職

大納言、(轉下同)籠居、而去月押被傳左、雖未及着陣、傳任之

(拜賀)

(第3張)

六日、乙、亥、晴、公秀朝臣自去一日依常番(當カ)、(首脱カ)、兩貫五ヶ日、五位職事

各七ヶ日、祇候禁裏、貫首直廬之儀皆雖有其法、近代絕無此儀、至職事祇候間、頗無直廬之號、局事示合

惟輔朝臣、鋪設事内々仰出納、令調之密々申給功人云々、其儀就輒存略頗雖爲沙汰外事、

如食物以手箱持之、號外居物、猶可見失之故也、諸大夫

侍等如形着布衣可出入之由雖仰舍、頗無其實者歟、凡者

無參入退出之人之間、無(可カ)見咎之者之由、所相語也、當番

(第4張)

右近騎射、大將未申拜賀之間、□□□、

八日、丁、丑、晴、所勞之後、今日始欲出仕、自一昨日長講堂

供花被始行之間、着布衣參六條殿、是也、長講堂、上皇

已入御云々、仍暫徘徊便所之處、上皇御鳥帽子、自御堂入御

常御所、於彼御路有御身固、予祇候此所、次於臨時座供

花、三十、今日出御々、簾前右府、今出、此外洞院前大納言明、

(第5張)

人々隨分可然輩被召付歟、事已及覺心、定有子細歟、

防州田布施村事、普門院、敵方、企越訴、今日於文殿

可有沙汰、可進雜掌之由相觸之間、三代龜山院、先御代、勅裁之地

輒難及越訴之由、雖相存、隨時宜召進雜掌、奉行、越訴奉行

六條中納言、有房、近衛宰相中將實、吉田宰相、宣房朝臣、各越訴

(師顯)、已下官人、(實)、參著、召決兩方雜掌、

云々、此事今朝向有房卿宿所、大炊御門東洞院、委示合了、

九日、戊、寅、晴、早旦着布衣、花田、白裏、參長講堂、出御爲

(第7張)

御簾役也、午剋出御、臨其期、予自御堂南面入道場、經佛後參進、跪御簾外、南面、御聽聞所、聊被動御簾」

間、參上、跪少卷御簾、更立塞之、出御之後、候御後、

上皇御布衣、

着御供花御座、此間予出簀子躰居、依召實明卿・予參

候、宰相入道覺心追被召付之、三十前令供御之後、入御、

御簾儀如前、予則退出、參富少路殿、新院・女御有御

前右府着參候

(第8張)

予參上之間、被出御湯殿上、乍立、面謁、談雜事、退出之

後、改着淨衣參嵯峨殿、乘輿、諸大夫一人、仲茂、連共、

自明日御淨衣所當番之故也、申終頃入御、淨衣所、

御行水之後、被召御淨衣、永清朝臣・經康朝臣等奉仕之、

其後萬里少路前大納言、師重、元番也、供御手水、是爲所役

云々、御入道場之後、予退下局、以懸御所爲局、元師重卿祇候、今日予所請取也、

(第9張)

十日、己卯、晴、聞寅大鼓、着淨衣參御所、祇候御淨衣所、殿上人等自元宿、卯剋上皇渡御、先御行水、

(第10張)

御湯殿事清繼奉行之間、先是儲御湯、永清朝臣用意御湯帷而祇候、次着御、淨衣、永清・

經康奉仕之、其後永清奉付御鬢、經宣持御水入、乍立奉付之故也、

其後予供御手水、光忠朝臣持御手洗、予乍立供之、

事了入御道場、已一點御饑法、三時被連之、了入御、此後退出、

自正饑悔之間有此事、

(第11張)

其後詣法華堂、禪衆五和尚永源ニ對面、去三月廿二

・廿四兩日、奉爲龜山院、禪衆從僧等在靈託事」

由風聞、此事委爲尋聞也、條々密談、不能一二、

申剋又夕御時也、其儀一々如今曉、一時了、白地出御、

被召御行水、又入御、是御汗之甚之故歟、

□上一日、庚辰、寅剋參御所、事々如昨日、自丑剋雨」

(第12張)

下、追日炎旱過法之間、被行御祈等、且自今日

於此仙洞、可被行孔雀經御說經之由、有沙汰、被□申九

御室折節、甚以神妙、可謂甘雨歟、

來廿八日、御幸横川楞嚴院、如法經可被奉納如法堂、可參御共之由、有其催之間、文治記尋取書寫之、

(文治四年八九月)

(十四日九)

月 丁、晴、自寅剋於押少路殿

(丑九)

(以下闕)

(第13張)

十二日、辛巳、霽、今曉御時、卯剋御入道場、其儀如日々、今日御水迎云々、仍外居者實幸・實金

已上預、承仕一人登山、文治、御經衆登山奉迎之、而

弘長以後、依有其煩、外居者許登山、靈山聖

人奉渡之、謂之水并御料帟洗帟等也、靈山

聖人至清涼寺奉渡之、御經衆參向、奉入道

場、仍於龜山殿被行之時、每度如此、今度殊被用

弘長例之間、可爲此式之由、治定之間、申剋御經衆五人

兼澄法印・憲基法印・定譽僧都・覺守僧都・良雲

阿闍梨皆下薦、參向、奉待之處、自實幸許進飛脚曰、

赤山駄餉并馬等不承之間、靈山聖人申子細、種々相有

已雖下山、加茂邊ニ逗留、今日難奉入、念可賜馬云々、

(第14張)

此事仙洞御妙經者、文治以後也、於件度者、御經衆登

山、弘長以後、靈山上人奉送之、儲駄餉於清涼寺、聽年預沙汰今

度資遠、歸山之時、賜馬下北面輩、每度例也、而後深草院

乾元御妙經之時、任申請各給之歟、慮件例申子細之間、

此條不可然、任度々例可加下知之間、昨日別給遣長吏横川

公什僧正之處、無重申旨、今欲成御願之煩條、奇怪之由、

經宣申之、且馬五疋北面輩所進、自今曉雖召儲、爲向後不可遣之

歟之由、奏聞、嚴密可仰遣之旨、有御氣色、則遣御教書歟、

此間、以殘僧衆上薦三人忠源僧正・良觀法印・性禪法印、此外十樂院宮・萬里少路大納言入道・權大納言等也、

被始御饑法、一時了雖被相待、猶以遲々、弘長例如此、又一時被連之

處、猶遲々間、入御、人々退出、仍差遣廳官季俊相具馬共可催促

之由被仰下、及子剋奉入、季俊於法金剛院奉逢、猶不給馬云々、其儀、先上皇以下

人々御坐道場、臨期入奉御料帟等、經衆持之、入御、實幸

持播留中門下、御經衆奉捧御料帟入大法、水等水瓶、參入、列立

道場前庭、北上西面、先伽陀、其後、兼候道場御經衆又伽陀、

次性禪法印進出、於簀子禮拜三度、之後、取大法入道場、次

良觀法印進出、其儀同前、取水瓶入道場、此後庭上御經衆

退入、於便所洗足用杓桶、仰承仕兼用意、入道場、此後又有御

懺法、是夕三時內、一時所被殘也、一靈山聖人留清涼寺行駄餉、歸山之

料馬五疋給之云々、

抑依炎旱、自今日於西郊仙洞、被始行孔雀經

御讀經、是被申仁和寺之間、自彼宮被沙汰進僧衆七口、且被渡御本尊也、於大多勝院有此事、

其儀不懸播（經）、花幔、御本尊前立佛臺一脚、奉懸本

尊、孔雀明王、其前敷半帖、御經衆南上東面ニ列座、一口別

立經机置孔雀經一部、各卷三、上皇渡御、聽聞之後始之、先啓白

後讀經、各一部轉讀之後退出、可爲三ヶ日儀云々、凡於仙洞

被行此御讀經事、先例希、後嵯峨院御瘧病之時、有

此事之由、實報法印所相語也、賴俊朝臣奉行也、

今日上皇出御供花所、御淨衣、予經繼卿等祇候供花、

權大納言追參加、

十三日、壬午、晴、朝夕御懺法、御入道場之儀如日々、曉、

寅剋參御所、夕、申剋祇候也、今日未剋出御供花

所、御小狩衣、御大口、權大納言・予・左大弁宰相等祇候供花了、廿八日

橫川御幸、御經御奉納、十種供養以後、臨幸東塔、可有

御巡禮之由、有沙汰、長途若日暮歟、委猶可尋故實之仁

由被仰出、召憲基法印、條々委有沙汰、憲基每事早速

有沙汰者、不可日暮之由申之、仍猶可幸東塔之由治定、夕

御時入御之後、予退下、則歸參、

十四日、癸未、雨下、孔雀經御讀經今日可結願之由、有沙汰之

處、兩日不雨下、今日若無其儀者可延行之由、昨日有沙汰之

處、自去夜降雨、法之狡驗殊勝（効力）々々、酉剋被結願、

御布施事日來無沙汰、依降雨俄有沙汰、仍遲引、賜

御布施口別絹裏一、各納淺黃布三段、如法臨期可取布施之由被

仰下、其躰甚異樣、雖不可然、別勅之上者不能左右、予・

左大弁宰相（定實）・公明朝臣・伊家々々・經宣等取之、賴俊朝臣

奉行、皆淨衣也、是依候御淨衣所也、頗不可爲例儀也、

御讀經衆七口也、是皆自御室所被沙汰進也、

今夜曉鐘之剋限、密々幸川端殿、是十種供養之

料、池掃除并被渡橋、就此御犯土可有御方違之由、在秀

計申之故也、予參御車寄、還御之後、則入御

道場、爲後夜御懺法也、

(第16張)

十五日、^{申、甲}時々雨降、寅剋爲後夜御時、參御淨衣所、御手水役已下事如例、御入道場之後、退下局、休息、今日御」

月忌可參之間、存其旨之處、後夜御懺法二時也、自今日三

ヶ度可有御入道場云々、仍已剋先着淨衣參上、午剋

又御入道場之後退出、則改着布衣^{花田、白裏、下結}、歸參、此間

已昭訓門院御幸、未下御、被待予之間、則參上、寄

御車、其後座主宮令參給之間、於素服所入見參

申奉雜事、頃之上皇、^{被召御黑服}、渡御昭慶門院

御方、昭訓門院御坐此所、小時被始御月忌、^{藏人遲參之間、預兼置散花}、予

進著佛前座、高二位^{重經、布衣、着素服}、同着之、次僧衆參上、御

月忌之儀如恒例、事了予取導師^{實叡法印、藏人清綱}、被物、

^{傳之、內藏人如此進着御佛事所役、猶不可然歟}、公卿無人之間、兩度取之、^{餘僧希裏也}、右中弁經

世朝臣最末布施取之、實香卿、顯雄卿雖領狀遲參云々、

事了大略經一時之後、各參入、

其後有普賢堂御經結願、謂此御經者、自後嵯峨院^{弘長、比歟}

御時二季^{春秋}、七ヶ晝夜被轉讀法華經、崩御以後、大宮院

不相替有御沙汰、女院御事之後、龜山院又御沙汰、今年上皇

(第17張)

始有此御沙汰、爲重經卿奉行、此間被催人々、被轉讀滿七ヶ

日、今日有結願、依彼卿催、予一衣着座、以憲基法印爲御導

師、^{鈍色甲袈裟}、啓白尤神妙、戀慕之思今更催悲淚、事了

自御聽聞所被出御布施、^{花田薄樣裏之、居柳菰、若砂金歟}、予參上取之、

賜御導師、予即退下、導師退出、

又可有夕御懺法、昭訓門院可有御聽聞云々、仍予退出、改着

淨衣歸參、于時御入道場、御手水已下勤之、御懺法二時了、女

院還御、」

予乍着淨衣寄御車、予則今日退出、禪閣奉同

車、仲茂^{範重侍}、在共、御淨衣所番限今日之間、所退出也、

依爲便路、詣廣隆寺、

十六日、^{乙酉}、晴、今日欲休息之處、爲後深草院御月忌可幸

長講堂、可候御車寄之由、隆政朝臣相催之間、卒爾之間、僮僕

等計會之由申入之處、然者可參候富少路殿之由、重被仰下之

間、着布衣馳參、少時御幸、新院有御同車、則臨幸、遂無

御車寄人、不便々々、

十七日、^{丙戌}、晴、今日相勞雜熱、不出仕、

十八日、^{丁亥}、朝間雨下、今日新院御幸持明院殿、

可參御車寄之由、光方朝臣相催之間、依雜熱事、如乘

車不可然之由、醫師相計、雖爲難澁事、及闕如之由、

再三被仰下之間領狀、未一點着布衣^{上結}、參富少路殿、

^{用文車、雜色四五輩、牛飼・車副等如常、}被待予參之間、則出御、着御

持明院殿之後、向前右府第、二條前中納言^{賴藤}、在彼第、

粗雜談之間、右府則對面、雜談頗移時、不遑具記、次

參昭訓門院、謁女房之後、歸參持明院殿、今日有御

鞠、上皇無出御、^{此間御窮屈云々、}新院、爲兼卿、覺心、爲覺、

泰繼朝臣・俊言朝臣・忠久・基久等也、此外下足少々

參候、員三度揚了、信有卿申次、凡今日御鞠々旁

有其興、

廿日、^己晴、今日昭訓門院可有還御常葉井殿、可參御」

車寄之由、長隆相催之間、所勞雖爲難治、近日彼御所邊御

車寄曾無參仕之人、仍領狀、但病躰旁難治^{術無者、剋}

限可告之由、示遣了、仍相待彼使者之處、未一點送使者

曰、已有出御、早可候常葉井殿云々、仍念馳參、已着御了、頗

可謂無要、出御之時、前右府參候、予所勞云々、相扶可參之

由申之、尤神妙、但於出御者不可事闕、可參儲之由、前槐被申

(第18張)

行云々、則謁女房、申入所勞之次第之處、此趣所相語也、

廿二日、^{辛卯}、雜熱所勞、昨今頗增氣勢分出來之間、

一向籠居、所相勞也、

御如法經今曉御筆立云々、

廿五日、^{甲午}、時々雨下、今日龜山殿御如法經十種供養也、

供養以後、可有御奉納法華堂、^{後嵯峨院法華堂、大宮院龜山院等御遺骨同御坐、}公秀朝臣

御幸可供奉之由、蒙催之間、午剋着淨衣參西郊御所、

^{侍範氏、小雜色三、四輩召具之、}後聞、拾種供養公卿、」

(此の間闕)

鉦鼓、三宅尙保、

(第19張)
法界坊十種供養伶人、

笛、鷹司前大納言・忠氏朝臣・教定朝臣・戶部敦躬・大神景光

笙、左兵衛督^{實遠}・賴秋・豐原清秋、筆簾、光忠朝臣・

三宅直保、琵琶、萬里小路前大納言・西園寺中納言、箏、

冬定、鞆鼓、久氏、大鼓、康朝、鉦鼓、久政、樂目錄、

宗明樂・蘇合破・同急・白柱・越殿樂、御導師忠源僧正

云々、凡今度楞嚴院御奉納之儀、每事被守文治例、

後深草院以此例有御奉納之儀、踵爲此等例歟、奉行經宣、

散狀等乞請注之、委細事追可尋記、經宣御經事并兩

度御奉納御幸已下、皆悉申沙汰者也、御經等雖爲法華堂御

奉納以後、此御經御坐之間、每日猶有御懺法敷、抑今日御奉

納以後直臨幸東塔、講堂已下造營間事有觀覽云々、

廿六日、^{乙未}時々雨下、自今日被始行公家最勝講、頭中宮

亮惟輔朝臣奉行也、未剋公秀朝臣着束帶^{尋常物類}

可着唐裝束敷、而當流代々間、^{參内}指貫、檀平緒、瀧口源助盛、藤原信俊在共、

強不着之、仍不及其沙汰也、^{凡最勝講中、瀧口等盡可祇候禁中者也}

仍貫首參入、退出之間、陳中大略送之、而宿所近々、步行之間、則所召具也、此輩

皆爲召仕者、仍殊如此、^{參重侍、朽葉、}隨身一人小雜色兩三輩在共、

依兼日催、今日候出居座云々、如崇仁御記說者、中將之貫首、

無人日必可候出居座之躰也、且宗輔卿夕郎之時如此歟、而近

代多無此儀之處、今年別相催、及子細之條、似不存故實、仍可

候之由加諷諫者也、今日參仕公卿、左大臣・按察大納言^{實泰、}

(第20張)

吉田中納言^{經繼、}・左大弁宰相^{定資、}・實任朝臣・宣房朝臣、

出居公秀朝臣・俊親朝臣・顯香朝臣云々、今日有賑給定、

左府奉行、定資卿書之歟、無公卿分配云々、

抑御願之趣惟輔朝臣仰之云々、

當時皇居、以清涼殿被成中宮御方之後、南殿・御殿致

通用、仍於南殿被行之、東第一間^{母屋、}副東南北行

敷疊爲聽衆座、第二間^{同母屋、}副東同敷疊爲講師座、同間

副北東西行同敷之、爲同座、西第一間副西御簾^{庇、}敷疊爲

證義座、^{御聽聞所}簀子^{階間、}立行香并散花机、同簀子爲^(敷力)

小文疊爲公卿座、^{西上北面}東面簀子^{子妻戸}以北、敷同疊爲同座、^{但人數}

不多之間、不及透渡殿副北高檻敷紫端疊爲出居座^{西上南面、}

云々、

(第21張)

廿七日、^{丙申}降雨、今日公秀朝臣不出仕、

廿八日、^{丁酉}朝間雨下、午後屬晴、今日最勝講第三日也、

公秀朝臣參内、^{今日着紺地平緒、瀧口範秀、助盛、信俊在共、}

後聞、今日參仕公卿、

關白・中宮大夫^{公茂、}・中納言中將・實任朝臣・宣房朝臣、

出居長基朝臣・資親朝臣・公長、云々、

廿九日、^{戊戌}陰、時々雨下、公秀朝臣參最勝講、^{紺地平緒、瀧口範秀、}

助盛^{範行、}・已事始之間、早出之由相語、一藤盛久送來、都合

五人也、^{此外信遠・行時}仍賜扇、^{五十本、納弘蓋、先例入結簀、而今年致其用}

給、三代已給之一向默止似不存先規之間、^{意之處、俄相違事出來、此上者可略之由雖思}

沙汰、向後不可爲例、抑先例百本^{納二合、}給之、瀧口中一合、藏人所中一合也、而

當時無藏人所出仕者、^{予當職之時、有官瀧口被召置之間、}一藤盛久取之上、二

二合給之、當時云有官、云所聚、無之間、一合給瀧口者也、

本給申次者、助範、其後不及支配、取之退出、直瀧口參本所、分取之云々、此儀頗不存知先例、如不出本所物也、然者於侍所尤可分取歟、近代衆中零落、無存故實者之間、雜仕女工一向張行之故歟、如何、

予今日詣加茂、公秀同參詣、範貫在共、

卅日、己亥、陰晴不定、時々雨下、今日最勝講結願也、仍

午剋着束帶青檀平緒、參內、隨身二人、小雜色

助盛・範行、信俊在共、後聞、參仕公卿、中宮大夫、公茂、中納言中將、內經、

吉田中納言、經繼、源宰相、顯資、左大弁宰相、定資、實任朝臣、

宣房朝臣、堂童子五位職事三人、隆長、雅任、出居、忠朝

等也、出居、實文朝臣、公長、忠朝、公秀朝臣、夕座

始之後、着出居座、散花了、仰度者、其路起出居座、自一藏經公卿座前

右邊、退入、直退出、行香之時、依公卿不足被召加之旨、於隱所承

參上相加、事了取布施、入上戸跪小板敷、挿笏取之、藏人傳之、依

公卿無人、取講師布施之由所相語也、兩貫首以下出居將等皆

於小板敷取布施者也、威儀師布施於出居座前藏人給之云々、

抑行香之時出居起座云々、

事了退出之時、瀧口盛久相加來共、今日惟輔朝臣給扇、五十本、居柳筥、

出本所之由聞之、

(以下三行分餘白)

正誤

資料紹介「実躬卿記」の「表一 目次記」

〔乾元元・三・六カ〕三・卅の項(53ページ)

A欄に⑩を、備考欄に「A⑨⑩は重複」を加へる。

〔乾元元・四・一〕四・廿九の項(54ページ)

A欄に⑨⑩を、備考欄に「A⑨⑩は重複」を加へる。

〔乾元元・五・一〕六・廿六の項(54ページ)

A欄に⑨⑩を加へ、備考欄を左の如く改める。

〔後欠〕、A⑨⑩は重複、但しA⑨は六・廿九まであり」

「正倉院残材調査報告」の図版(13)を、左図に改める。

二版 (正倉院残材調査報告 四)